

# 經濟論叢

第 112 卷 第 3・4 号

---

|                                    |     |     |
|------------------------------------|-----|-----|
| インフレーションについての一考察……………島             | 恭彦  | 1   |
| ハーグリーブズ・ストライキ……………前                | 川嘉一 | 32  |
| 初期 U. S. スティールの減債基金会計……………醍        | 醐聰  | 53  |
| 垂直協業……………青                         | 木國彦 | 73  |
| 独占段階における日本電気業発展と<br>地域的電気業統制……………小 | 桜義明 | 101 |

---

昭和48年 9・10 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 独占段階における日本電気業発展と 地域的電気業統制

—— 日本電気業統制史 (2) ——

小 櫻 義 明

## I 問題の設定

現代日本資本主義の展開過程において、資本蓄積の進行に伴うさまざまな矛盾が、「新しい貧困化」現象として地域に蓄積され<sup>1)</sup>、地域住民の生活と生産を脅かしている。しかしそれは同時に、それに対する地域住民の反撃、住民運動の発展をよびおこし、そこでは、地方自治体の民主化とともに、資本の地域における活動に対する地域住民・自治体行政による民主主義的統制の問題が、地域社会における交通政策、エネルギー政策、産業政策、都市政策、地域計画と結びついて、現実的課題として論議されるようになった<sup>2)</sup>。しかし、このような現実にもかかわらず、従来の日本における工業政策や公益企業統制論は、単に国家的な統制の諸形態を分類するか、あるいは統制のための簿記、会計基準の確立を論ずるにとどまる場合が多く、地域住民の立場からする工業政策や統制の理論は、いまだ摸索状況にあるといつてよい。

例えば、我々がここで取り上げる電気(供給)業の場合、いわゆる「公益事業」としての、その企業的特質たる「公衆の日常生活に不可欠のサービスを提供する事業であること」及び「自然的独占事業、ないしは不完全競争事業であ

1) さしあたり、島恭彦、「過密」と「過疎」の意味するもの、1969年、(『戦後民主主義の検証』1970年所収)。池上惇、社会資本と資本蓄積、京大「経済論叢」第109巻第4・5・6号、25ページ以下参照。宮本憲一「社会資本論」1967年、162ページ。

2) 例えば、深井純一・遠藤見・坂野光俊、〈共同研究〉住民主体の地域開発は可能か、(『エコノミスト』1972年11月5日、臨時増刊号)。

る」<sup>3)</sup>ことを理由に、その発展の初期から一貫して何らかの形で社会的統制のもとにおかれ、発展を遂げてきた。そしてこの電気業に対する社会的統制の展開を歴史的に考察した時、その国の電気業が私企業を中心に発展したか、あるいは地方公営電気に主導されたかにかかわりなく、そこには一貫して電気業統制における地域的統制から国家的統制への発展がみられる<sup>4)</sup>。ところが、従来の研究ではこのような電気業統制における地域的統制から国家的統制への発展、即ち電気業統制の中央集権化は、一般に「電気経済圏の拡大に伴う時代的推移として」<sup>5)</sup>、即ち行政区域をこえた電力資本及び電力生産の地域的拡大、大規模化による地域的統制の困難、より効率的な統制強化としての広域的・中央集権的国家統制の発展として説明されるにすぎない。

たしかに、この電気業統制における中央集権化を、もっぱら電気経済圏の拡大から説明する「経済主義的理解」は、事態の一面を把えてはいる。しかし、重要なことは、この電気経済圏の拡大という電気業の外延的發展もさることながら、同時に電気業の発展が電灯・電力のより広範な普及、その地域の住民生活と産業とのより緊密な結びつきの強化をもたらしていることである。したがって、電気業への社会的統制においても、その地域の実態に即した社会生活と生産の要請からくる電力料金や送配電施設に対する住民側の要請を無視することはできない訳で、もし、地域住民によるこれら「草の根」からの民主主義的統制を無視するならば、この電力統制論は一面化のせしりを免れないであろう。又、この電気業の発展を、さきのように電力経済圏の拡大としてのみ把えるならば、それは電力網を通じて地域社会を現実支配している側の論理、すなわち、主要な側面としては全国的・広域的支配網を拡大・強化しつつある産業、銀行、交通等を総括する金融資本の支配の論理に陥ちこみやすいことはいうま

3) 北久「電気経済論」1951年、2、7ページ。

4) その典型として、アメリカの公益事業統制をみると、まず都市自治体による「営業特許契約」から始まり、州の「公益事業統制委員会」による統制、さらに1920年「連邦水力法」、1935年「連邦動力法」による「連邦動力委員会」へと発展している。（国弘員人、アメリカに於ける公益事業経済の発達と動向、「公益事業研究」第1巻第1号）。

5) 北久一、前掲書、37ページ。

でもない。その結果、それは電気業統制の中央集権化の過程における統制形態をめぐるさまざまな対立、その背後における電力の統制をめぐる社会的各層間の利害対立の側面を見逃すこととなろう<sup>6)</sup>。

本稿では、かかる視点に基き、前稿<sup>7)</sup>にひきつづく日本電気業発展を考察するものであるが、その際、この独占段階における日本電気業の発展と電力独占資本の形成を、三つの地域（都市と大工業中心地、電源地帯、農村を中心とした中小電力資本供給地域）に大別し、これら各地域における電力資本と地域住民の対立関係の発展、即ち、電気業の地域的統制の展開を考察する。したがって、それは又、日本電気業の発展、電力独占の形成と広域的支配網の確立が、同時に住民による電気業への社会的統制の手がかりを生みおとすということであり、この両者の関係を発生史的に考察することによって、今後の工業政策の展開のための法則性の研究となすものである。

ではまず、独占段階における日本電気業の発展と国家政策の概観からはじめよう。

## II 独占段階における日本電気業の発展と電力国家政策

第1次大戦時における産業の飛躍的発展と大戦後の慢性的不況、さらに1929年の大恐慌と続く日本独占資本主義の本格的確立＝展開の時期は、又、日本電気業にとっても飛躍的発展の時期であった。この間の発展ぶりは、第1表にみるとおりであるが、なかでも大戦後の不況期の中での発展が注目される。即ち1919年から24年までに払込資本金で2.64倍、発電力で2.24倍、さらに1924年から29年までには、それぞれ2.22倍、1.8倍と、大戦中の発展をしのぐ勢いで

6) このように「経済圏の拡大＝経済機能の広域化」から直接に広域的・中央集権的統制の必然性を導き出す論理は、現在の地方行財政の分野に「広域行政論」として持ち込まれており、そこでは「効率化・合理化」のもとに、その政治的側面、即ち官僚の中央統制が民主主義的・地域的統制かをめぐる支配権力と地域住民の対立を欠落させる。その結果、この論理では、全国的・広域的支配網をもつ金融資本に有利な、むしろ、その支配を貫徹させるための官僚の中央統制が合理化されるのである。

7) 拙稿、日本資本主義確立期における電力国家政策の形成と都市電気業統制——日本電気業統制史(1)——、京大「経済論叢」第111巻第5・6号。

第1表 電気業経営内訳

| 年次   | 事業者数 | 払込資本      | 利益金     | 発電力       |           | 需要電力    |           |
|------|------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|      |      |           |         | 水力        | 火力        | 電灯用     | 動力用       |
|      |      | 千円        | 千円      | KW        | KW        | KW      | KW        |
| 1909 | 154  | 120,423   | 12,069  | 57,126    | 61,895    | 43,596  | 27,107    |
| 1914 | 461  | 460,355   | 30,368  | 376,936   | 177,939   | 158,846 | 255,826   |
| 1919 | 611  | 762,124   | 88,116  | 576,259   | 221,078   | 237,234 | 833,474   |
| 1920 | 648  | 949,409   | 118,177 | 658,726   | 249,744   | 279,308 | 951,487   |
| 1921 | 696  | 1,200,068 | 149,760 | 759,141   | 329,036   | 322,700 | 1,065,136 |
| 1922 | 702  | 1,507,949 | 188,295 | 914,457   | 421,127   | 401,659 | 1,240,452 |
| 1923 | 734  | 1,703,195 | 192,212 | 1,136,089 | 443,532   | 430,014 | 1,367,105 |
| 1924 | 747  | 2,012,205 | 217,250 | 1,295,858 | 473,630   | 556,211 | 1,726,421 |
| 1925 | 769  | 2,218,649 | 252,978 | 1,562,959 | 606,925   | 574,268 | 1,993,691 |
| 1926 | 766  | 2,453,588 | 279,332 | 1,670,340 | 829,324   | 683,584 | 2,328,085 |
| 1927 | 761  | 2,677,153 | 279,541 | 1,791,919 | 895,891   | 736,169 | 2,627,719 |
| 1928 | 764  | 2,868,717 | 282,880 | 1,887,016 | 1,087,470 | 799,458 | 3,026,933 |
| 1929 | 775  | 3,019,222 | 301,900 | 2,061,077 | 1,127,375 | 863,048 | 3,490,034 |
| 1930 | 772  | 3,180,810 | 255,845 | 2,271,040 | 1,081,990 | 887,903 | 3,864,178 |

注:「電気事業要覧」より作成。

ある。しかし、他面では大戦後、事業者数は停滞しており、後で述べるようなこの間の電力資本の集中・集積の展開、電力独占資本の形成を裏付けている。

第2表 規模別原動機装備率及電化率

|         | 1914(大正3)年 |      | 1919(大正8)年 |      | 1930(昭和5)年 |      |
|---------|------------|------|------------|------|------------|------|
|         | 装備率        | 電化率  | 装備率        | 電化率  | 装備率        | 電化率  |
| 合計      | 45.6       | 30.1 | 61.1       | 58.5 | 82.5       | 86.7 |
| 5~9     | 28.5       | 27.4 | 46.0       | 56.9 | 76.6       | 84.4 |
| 10~29   | 48.8       | 26.1 | 65.0       | 58.7 | 87.2       | 86.3 |
| 30~49   | 75.9       | 20.5 | 85.7       | 55.1 | 93.8       | 82.9 |
| 50~99   | 87.7       | 23.7 | 92.8       | 59.8 | 97.3       | 88.0 |
| 100~499 | 92.8       | 26.1 | 97.2       | 59.3 | 99.1       | 87.2 |
| 500~999 | 96.8       | 33.7 | 100.0      | 69.1 | 100.0      | 95.8 |
| 1,000以上 | 97.6       | 36.7 | 99.4       | 55.7 | 100.0      | 80.4 |

注:南亮進「鉄道と電力」(長期経済統計12)1965年、77ページより作成。

言うまでもなく、かかる電気業の発展は、第1表の動力用電力の激増に象徴されるように、この間における日本工業動力の電化の進展を基軸に展開している。因みに、第2表、及び第3表で規模別、産業部門別に電化率の進展状況を

第3表 電 化 率

|      | 1920年<br>(大正<br>9年) | 1921年 | 1922年 | 1923年 | 1924年 | 1925年 | 1926年<br>(昭和<br>1年) | 1927年 | 1928年 | 1929年 | 1930年 |
|------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 全工業  | 61.0                | 59.1  | 61.3  | 64.2  | 61.9  | 65.5  | 66.1                | 70.9  | 69.5  | 88.9  | 89.1  |
| 繊維工業 | 52.9                | 54.3  | 56.4  | 57.6  | 61.0  | 62.6  | 64.5                | 67.1  | 68.7  | 93.4  | 90.1  |
| 金属工業 | 70.8                | 60.3  | 48.5  | 54.9  | 59.6  | 61.4  | 60.6                | 66.3  | 66.6  | 91.8  | 94.5  |
| 機器工業 | 76.0                | 71.2  | 64.5  | 64.8  | 62.3  | 69.9  | 61.2                | 72.4  | 62.8  | 97.9  | 93.3  |
| 化学工業 | 57.0                | 58.6  | 65.2  | 66.3  | 65.5  | 70.6  | 79.2                | 82.4  | 84.2  | 92.8  | 93.1  |

注：1) 工場統計表より算出。

2) 松島春海、重化学工業化の過程、社会経済史学、33巻6号、44ページ。

みれば、いずれも1930年には90%前後の高い電化率を示している。そして、このなかでも注目されるのが、日本産業の中心にありながら電化の遅れていた繊維工業の大戦後における急速な電化であり、かつ、中小零細工場における原動機装備率と電化率の上昇、即ち電動機の使用による動力化・機械化である。

特に中小零細工場での電化の場合、日本資本主義の構造的特質の貫徹における工業動力電化の役割、即ち、一方で「大企業の生産過程の自動化・連続化・量産化」＝「人為的に構築された巨大工業の集中・集積の促進」と並んで、他方で「寄生地主制と零細農耕制に裏付けられた膨大な中小企業の存続条件の整備」としての電化、つまり独占段階における巨大企業と中小企業の矛盾の新たな土台での再生産として注目される。

かくて「今や、電力を支配するものは一切の産業を支配する」<sup>8)</sup>事態が、ここに成熟するのであるが、それは又、官営軍事工場における高電化率及び「本来の生産＝毒瓦斯素、爆薬素製造」たる化学工業の発展による新たな電力需要の増大、電力の軍事的・戦略的地位の上昇によって強化される<sup>9)</sup>。こうして電力

8) 野呂栄太郎「日本資本主義発達史」1930年(「野呂栄太郎全集」上巻、1965年)156ページ。

9) 山田盛太郎「日本資本主義分析」1934年、165-166ページ。

第4表 電力消費量における電気業と自家用  
(単位: 100万KWH)

| 年         | 電気業    | (%)  | 自家用   | (%)  |
|-----------|--------|------|-------|------|
| 1906~1910 | 84     | 36.8 | 144   | 63.2 |
| 1911~1915 | 326    | 52.5 | 295   | 47.5 |
| 1916~1920 | 1,123  | 65.6 | 590   | 34.4 |
| 1921~1925 | 2,382  | 68.8 | 1,082 | 31.2 |
| 1926~1930 | 6,411  | 79.4 | 1,662 | 20.6 |
| 1931~1935 | 11,108 | 86.0 | 1,803 | 14.0 |
| 1936~1940 | 19,025 | 83.8 | 3,686 | 16.2 |
| 1941~1945 | 20,283 | 85.1 | 3,553 | 14.9 |

注: 1) 各期間の平均。1906~1910年は、1907~1911年の平均。

2) 南亮進, 前掲書, 68ページより算出。

の国家的・国民経済的意義は、独占段階において急速に増大するが、それは又、電気業の国家的・国民的意義の増大でもあった。何故なら第4表でみるように、1911年電気事業法制定当時と比較して、電気供給における電気業の比率は、以後急速に増加し、1926~30年において全電力消費量の

79.4%を占め、電力供給における電気業の決定的役割がここに規定づけられて

第5表 電灯普及進展状況

| 年次   | 需要家数   | 灯数     | 需要家数<br>平均灯数 | 電灯普及率 |
|------|--------|--------|--------------|-------|
|      | (千軒)   | (千灯)   | (灯)          | (%)   |
| 1909 | 415    | 1,467  | 3.5          | 4     |
| 1914 | 2,731  | 6,694  | 2.5          | 28    |
| 1919 | 5,695  | 14,168 | 2.4          | 53    |
| 1920 | 6,424  | 16,138 | 2.5          | 60    |
| 1921 | 6,986  | 18,114 | 2.6          | 62    |
| 1922 | 7,900  | 20,522 | 2.6          | 71    |
| 1923 | 8,305  | 21,688 | 2.6          | 74    |
| 1924 | 8,977  | 24,448 | 2.7          | 79    |
| 1925 | 9,652  | 27,321 | 2.8          | 80    |
| 1926 | 10,166 | 30,159 | 2.9          | 84    |
| 1927 | 10,547 | 32,323 | 3.0          | 88    |
| 1928 | 10,847 | 33,909 | 3.1          | 90    |
| 1929 | 11,171 | 35,893 | 3.2          | 93    |
| 1930 | 11,352 | 36,840 | 3.2          | 89    |
| 1931 | 11,447 | 37,414 | 3.2          | 90    |
| 1932 | 11,530 | 38,300 | 3.3          | 91    |

注: 1) 電灯普及率=需要家数÷現住世帯数×100

2) 「電気事業要覧」(第29回)より作成。

いる。

又、この電気業発展のもう1つの基盤としての電灯用電力についてみても、需要電力総量でのその比率の低下にもかかわらず、絶対量では順調な増加をみせている。因みに、この間の電灯普及率をみてみれば、第5表のとおり1932年には91%に達し、量的にはほぼ飽和点になっている(第6表でみるように、これはアメリカ・イギリス・ドイツを抜き、世界第2位の数字である。しかし、他方で使用電球の平均ワット数では23Wと最下位となり<sup>10)</sup>、質的側面での劣弱性、即ち日本国民の生活水

10) 田村謙次郎「戦時経済と電力国策」1941年、22ページ。

準の低さの一端を物語っている。)

こうして、独占段階における日本電気業の発展は、日本資本主義の生産力基盤と比較しての異常とも思える程の高い工業動力電化率・電灯普及率を基盤とし、その内容において、一方での日本資本主義の底辺をなす膨大なる中小零細資本及び労働者・農民等勤労大衆の日常生活との結びつきの強化、他方での独占的金融資本及び天皇制絶対主義権力にとってのその軍事的・戦略的意義の増大という二側面をその中に内包し

ていたといえよう。かくて、電気業の支配・統制をめぐる社会的各層間の利害対立は、ここにその先鋭化の基盤を成熟させるが、それは又、資本主義確立期にすでに確定された日本資本主義の構造的矛盾の電気業への反映・その貫徹であり、さらに、独占段階におけるその矛盾の新たな形での再生産であったといえよう。

では次に、我々はこの電気業への支配権力の対応＝電力国家政策を考察し、その貫徹の中で独占段階における電力をめぐる基本的対立関係を抽出してみよう。

独占段階における日本電力国家政策については、すでに前稿で指摘したとおり、基本的には1911年電気事業法の制定によって確定された「営業の許認可権の専制的行使による競争の組織化」、つまり大口電力供給での重複営業許可による電力資本間競争と電灯・小口電力供給での地域独占の保障、その結果としての大口電力料金の値下げと電灯料金における高価格水準の維持が貫徹しており、むしろ、この政策は独占段階において、より効果的に遂行されたと言ってもよい。以下、我々は、この政策の典型的施策として、第1に、第1次大戦中の電力不足対策としての卸売電力会社の設立許可、第2に、大戦直後の恐慌対策

第6表 世界における電灯普及状況

| 国 名      | 年 度  | 電灯供給を受ける戸数の全戸数に対する百分率 |
|----------|------|-----------------------|
| ス イ ス    | 1933 | 99                    |
| 日 本 (内地) | 1935 | 89                    |
| スウェーデン   | 1932 | 85                    |
| ド イ ツ    | 1935 | 85                    |
| ベルギー     | 1933 | 70                    |
| ア メ リ カ  | 1935 | 68                    |
| オーストリア   | 1933 | 60                    |
| イ ギ リ ス  | 1933 | 44                    |

注:「続近の電気工学」496ページ。

第7表 水力発電所建設推移

| 年次   | 個所数 | 最大<br>発電出力<br>KW | 1発電所<br>当り平均<br>出力KW | 常時出力<br>KW |
|------|-----|------------------|----------------------|------------|
| 1899 | 1   | 1,560            | 1,560                | 1,560      |
| 1900 | 1   | 046              | 460                  | 460        |
| 06   | 1   | 14,850           | 14,850               | 6,040      |
| 07   | 2   | 18,700           | 9,350                | 15,000     |
| 08   | 3   | 3,520            | 1,170                | 1,722      |
| 09   | —   | —                | —                    | —          |
| 10   | 2   | 3,350            | 1,680                | 3,350      |
| 11   | 2   | 11,700           | 5,850                | 10,800     |
| 12   | 2   | 39,400           | 19,700               | 19,243     |
| 13   | 5   | 128,050          | 25,610               | 74,730     |
| 14   | 2   | 52,500           | 26,100               | 28,100     |
| 15   | 1   | 12,100           | 12,100               | 8,660      |
| 16   | 3   | 12,970           | 4,323                | 6,510      |
| 17   | 1   | 3,450            | 3,450                | 2,150      |
| 18   | 4   | 51,600           | 12,900               | 25,550     |
| 19   | 14  | 58,520           | 4,170                | 35,364     |
| 20   | 10  | 48,740           | 4,874                | 34,950     |
| 21   | 14  | 36,825           | 4,160                | 22,278     |
| 22   | 21  | 117,127          | 5,570                | 63,570     |
| 23   | 21  | 260,990          | 12,400               | 120,305    |
| 24   | 17  | 156,740          | 9,220                | 63,040     |
| 25   | 20  | 182,850          | 9,140                | 87,475     |
| 26   | 29  | 247,640          | 8,520                | 114,883    |
| 27   | 16  | 150,203          | 9,400                | 64,416     |

注：1) 日本発送電株式会社電気事業参考資料より算出。

2) 松島春海，日本に於ける電気産業の形成過程，新潟大「法経論集」第10巻3号，72ページ。

としてうち出された通信省「電気事業合併促進通牒」をみてみよう，

まず，前者についてみれば，それは大規模水力発電設備建設に必要な巨額な資金の調達を容易ならしめんとするもので，「商法第196条の規定により，既設会社に在りては所謂建設利息の配当をなしえないので，別会社を設立し，発送電設備建設資金の融通を円滑ならしめんとすることに出づるもの」<sup>11)</sup>であった。1919年日本水力・大阪送電・日本電力への設立許可<sup>12)</sup>に始まるこの卸売電力会社は，以後，電力小売会社への電力供給，特殊電力・不定時電力の供給を目的に，次々と大規模な電源開発をすすめていく。かくて，政府は大戦中における深刻な「電力飢饉」<sup>13)</sup>への対処として，この卸売電力会社の設立を許可，電源開発の無政府的競争をあおるとともに，「東京，大阪，名古屋，北九州等の産

11) 「通信事業史」第6巻，1941年，140ページ。

12) 同上，139ページ。

13) 「欧州大戦がたけなわになるに及んで，我が国産業界は非常に好況に見舞われたが，他面，電力機械の輸入杜絶から発電設備の急激な増加が不可能となったため，産業用電力は飢饉状態に陥った。」(三宅晴輝「日本の電気事業」1951年，41ページ。)

業の中心地に二重、三重、あるいは四重の重複区域が設定され<sup>14)</sup>、過剰電力の発生や大口電力供給間の競争や大口電力料金の引下げというコースを設定したのである。因みに、この電源開発競争の一端としての水力発電建設の推移及び

第8表 過剰電力の推移

|                 | 水力過剰電力量<br>(百万KWH)    |                       | 需要電力<br>量年増加<br>率(全国)<br>% |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
|                 | 可<br>能<br>電<br>力<br>量 | 過<br>剰<br>電<br>力<br>量 |                            |
| 1924<br>(大正13)年 | 7,954                 | 5,912                 | 2,042 19.3                 |
| 1925年           | 9,181                 | 7,024                 | 2,157 11.5                 |
| 1926<br>(昭和1)年  | 10,477                | 7,840                 | 2,637 14.0                 |
| 1927年           | 12,978                | 10,116                | 2,862 12.9                 |
| 1928年           | 14,739                | 11,478                | 3,261 13.8                 |
| 1929年           | 15,871                | 12,312                | 3,559 11.3                 |
| 1930年           | 13,365                | 9,914                 | 3,541 5.3                  |
| 1931年           | 18,102                | 12,998                | 5,104 1.9                  |

注：前掲書「現代日本産業発達史Ⅲ電力」264ページ。

第9表 合併及事業譲渡件数

| 年    | 件数 | 年    | 件数 |
|------|----|------|----|
| 1919 | 33 | 1925 | 35 |
| 1920 | —  | 1926 | 53 |
| 1921 | 70 | 1927 | 45 |
| 1922 | 73 | 1928 | 37 |
| 1923 | 33 | 1929 | 30 |

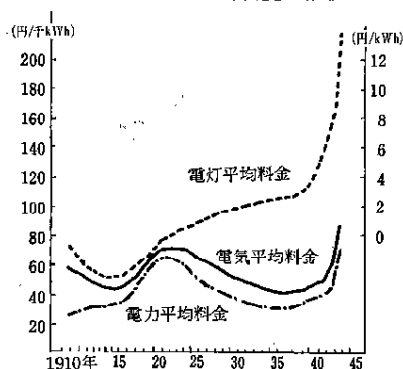
注：「通信事業史」第6巻より作成。

その帰結として過剰電力の発生をみれば、第7表・第8表のと

おりである。ここには、大戦中の電力不足期に計画された大規模水力発電所の  
大戦後の不況期におけるその完成、  
さらには、昭和大恐慌の勃発による  
電力需要の停滞によって拍車をかけ  
られた過剰電力の発生が明確にあら  
われている。

では次に後者、即ち政府の電気業  
合併促進策をみてみよう。これは、  
直接には1920年の恐慌対策として、  
つまり、恐慌による電気業資金の梗  
塞、中小電力資本の経営危機への対  
策として出されたものであったが、  
その意図するところは「速やかに電

第1図 電気平均料金の推移



注：5カ年移動平均。  
南「鉄道と動力」97ページより。

14) 同上、42ページ。

気企業の合同を図り、以て資金の融通を円滑にし大事を進歩せしめ、其他送電の統一、電力の流用等の方法に依り電気供給を豊富ならし」<sup>15)</sup> めんとするものであった。このように、この施策は形式的には恐慌による電気業経営の危機対策であったとはいえ、その目的は豊富低廉な電力供給体制の構築にあり、さきの大口電力供給での電力資本間競争促進策と相まって、電力資本の集中・集積を権力的に主導していったのである。因みに、これ以後の電気合同・合併の件数をみれば、第9表の如く、全国的規模で急増しているのがわかる。

このように権力的に秩序づけられた電力資本間競争と電力資本の集中・集積、地域独占強化は、必然的に電灯・小口電力における独占的高価格、大口電力供

第10表 料金制度別の使用電力量の推移

|        |               |  | 1915年   | 1918    | 1921    | 1924    | 1925    |
|--------|---------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 電<br>灯 | 定 額 制 (KW)    |  | 127,847 | 163,608 | 263,439 | 438,897 | 399,942 |
|        | 従 量 制 (KW)    |  | 31,099  | 38,378  | 64,261  | 117,327 | 174,326 |
|        | 従量の定額に対する比(%) |  | 24      | 23      | 24      | 27      | 44      |
| 電<br>力 | 定 額 制         |  | 80,659  | 139,787 | 190,713 | 220,308 | 219,971 |
|        | 従 量 制         |  | 56,259  | 150,911 | 263,191 | 418,297 | 468,532 |
|        | 従量の定額に対する比    |  | 70      | 108     | 138     | 190     | 213     |

注：平沢要「電気事業経済講話」下巻、462ページによる。

第11表 電力料金指数

| 年 次  | 定額制<br>(1馬力) | 従 量 制<br>(1KWH当たり) |
|------|--------------|--------------------|
| 1919 | 104.1        | 75.0               |
| 1921 | 113.3        | 71.5               |
| 1926 | 106.4        | 61.3               |
| 1928 | 102.7        | 60.2               |
| 1930 | 101.0        | 60.2               |
| 1932 | 101.0        | 59.0               |

注：1) 1914年=100

2) 田村謙次郎「戦時経済と電力国策」1941年、163～164ページより作成。

給での低料金をつくりだす。まず、この間の電気平均料金の推移を第1図でみれば、そこには大戦後における電灯料金と電力料金の背離、即ち電灯料金の持続的上昇と電力料金の急速な低下を明白にみることができる。さらに、この間、大口電力需要者にとって有利な従量制の電気料金制が普及(第10表参照)し、その結果、電力料金の中でも小口電力需要者が中心の定額制の料金と従量制のその背離が強まっている(第11表を参照)。

15) 「東邦電力史」1962年、81ページ。

かくて、独占段階における電力国家政策は、電灯・小口電力料金での独占的高価格、そこからの独占的高利潤を主要蓄積源泉とする電力資本の蓄積形態をつくりあげ、それによって電力の国家的・国民経済的重要性の増大を背景とする電力資本と絶対主義権力・金融独占資本との矛盾を隠蔽し、逆に小口電力・電灯需要者たる中小零細資本、労働者・農民など勤労住民との矛盾・対立を急速に先鋭化させていったのである。

地域における電気業統制の動きは、このような背景の下に理解されなければならない。

### III 電力資本の地域的蓄積基盤の展開と地域的電気業統制

#### 1 日本電気業の地域的发展と電力独占資本の形成

かくて、独占段階において急速に先鋭化した電力資本と地域勤労住民・地域中小資本の対立は、しかし、全国一律に発現するものでなく、それは基本的には、私的電力資本の無政府的発展とそれに伴う矛盾の地域的発現の不均等性に規定される。しかも、この段階における電力生産の広域的発展は、電気業の特質としての土地との固着性に規定され、発電・送電・配電という電力生産の各局面で、多様な形で地域とのつながりを持つ。したがって、この両者の対立も、それぞれの地域における個別電力資本とのつながりの中で、多様な形で、しかも、局地的に発現する。したがって、我々は、そのさまざまな対立状態の中から、この段階における電力資本と地域住民の対立を全面的に解明するため、まず、電気業発展の地域的展開、つまり電力資本の蓄積基盤の地域的展開を考察せねばならない。

一般に電力の開発と利用、とりわけこの段階の日本電気業において顕著であった高圧電気による遠距離送電は、「遠距離にある水力・石炭およびその他の一切のエネルギー資源の利用を可能ならしめ、かくて、工業を地方的制約から解放する」<sup>16)</sup>といわれている。ところが日本の場合、「エネルギー市場における

16) 上林貞次郎「日本産業論」1967年、68ページ。

電力の進出は、石炭を中心とした工業地帯をむしろ補強し、さらにより強化とより以上のその集中を促進する方にくみしている。<sup>17)</sup> これは言うまでもなく、「三環節貿易」として特徴づけられた日本資本主義の従属的・侵略的貿易構造、再生産構造<sup>18)</sup>の、重化学工業地帯形成への反映であるが、その際、日本の水力発送電が、第1に比較的近距离に発電地点があったこと、第2に水力開発が流込式として、火力発電を補強する形で展開したことを特徴としていたため、かかる形態での工業地帯の形成を促したといえよう<sup>19)</sup>。

ともかく、第1次大戦中の産業発展とりわけ重化学工業発展を契機に「本当の近代的工業地帯としての姿を完成した」<sup>20)</sup>四大工業地帯は、それが電力の普及によって促進されたこともあって、電力需要の集中地域として重要な位置を占める。しかも、この大工業地帯が「人口の都市集中⇨労働力供給源の確保⇨工業の立地」<sup>21)</sup>という要因で形成されたため、既成の大都市周辺に位置し、「都

第12表 需要電力量の地域別推移

|      | 1921年 |       | 1926年 |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 需要電力  | 比     | 需要電力  | 比     |
| 関 東  | 1,350 | 31.0  | 2,678 | 28.8  |
| 中 部  | 348   | 8.0   | 883   | 9.5   |
| 近 畿  | 858   | 19.7  | 2,192 | 23.5  |
| 小 計  | 2,556 | 58.8  | 5,751 | 61.8  |
| 九 州  | 678   | 15.6  | 1,155 | 12.4  |
| 計    | 3,235 | 74.4  | 6,909 | 74.2  |
| 全国の計 | 4,349 | 100.0 | 9,312 | 100.0 |

注：1) 電気事業用、単位=100万KWH

2) 「電気事業調査資料」13号、5～6ページより作成。

市への人口集中⇨電灯需要の地域的集中」と相乗することとなった。さらに「電力の普及は、……他方で小型モーターの利用を通じ、中小企業を都市内にひろめる技術的一条件をなした。……これによってエネルギー源の確保が、小規模でも容易となり、細民街にも小工場や家内工業が急速にひろめられ」<sup>22)</sup>ている。

かくて、独占段階における重化

17) 栗原東洋編「現代日本産業発達史Ⅲ電力」1964年、80ページ。

18) 名和統一「日本資本主義と貿易問題」1948年、22ページ。

19) 栗原、前掲書、80ページ。

20) 山本正雄編「日本の工業地帯」1959年、9ページ。

21) 同上、14-15ページ。

22) 柴田徳衛「現代都市論」1967年、95ページ。

学工業発展と都市集中は、それが共に電力の普及によって促進され、しかも地域的に近接したため、電力需要の地域集中を強めた。因みに、第12表で全国需要電力量における関東・中部・近畿・九州の比率をみれば、1921年で全体の74.4%も集中しており、これら四大工業地帯をかかえた地域への電力需要集中を物語っている。そして又この電力需要の集中が、同時に、この地域における電力資本の発達と集中・集積をもたらし、かつ、この電力資本をめぐる社会的各層間の利害対立を、この地域において激化させたことは言うまでもない。

では、この電力需要の地域的集中に対応する電力の発送電地域は、どのようなであったのか。この期の電力生産の中心が大規模水力発送電にあったことはすでに述べたが、第13表にみるとおり、これらはほとんど先の電力需要の集中地

第13表 大 送 電 幹 線 表

| 会社名  | 送電線名  | 使用開始  | 電圧 (kV) | 長 (km) | 送電力 (kW) | 送電地 | 発電地       |
|------|-------|-------|---------|--------|----------|-----|-----------|
| 東京電灯 | 猪苗代旧線 | 1914年 | 115     | 228    | 60       | 東京  | 猪苗代湖      |
| 東京電灯 | 群馬線   | 1923年 | 110     | 189    | 40       | 東京  | 利根川上流     |
| 東京電灯 | 甲信線   | 同上    | 154     | 202    | 160      | 東京  | 信濃川支流     |
| 大同電力 | 第一大阪線 | 1924年 | 154     | 235    | 100      | 大阪  | 木曾川筋      |
| 日本電力 | 大阪線   | 同上    | 154     | 415    | 90       | 名古屋 | 富山諸川及び飛騨川 |
| 東京電灯 | 上越新線  | 1926年 | 154     | 216    | 70       | 大東  | 信濃川支流     |
| 東京電灯 | 猪苗代線  | 同上    | 154     | 293    | 150      | 東京  | 日橋川、只見川   |
| 東京電灯 | 田代線   | 1927年 | 154     | 160    | 120      | 東京  | 阿賀野川      |
| 日本電力 | 東京線   | 同上    | 154     | 349    | 50       | 東京  | 大井川、富士川   |
| 大同電力 | 東京線   | 1929年 | 154     | 248    | 20       | 東京  | 黒部川       |
| 昭和電力 | 北陸幹線  | 同上    | 154     | 310    | 25       | 東京  | 天竜川       |
| 大同電力 | 第二大阪線 | 1930年 | 154     | 160    | 90       | 大阪  | 富山諸川      |
|      |       |       |         |        | 100      | 大阪  | 木曾川       |

注：1) 会社名は建設時のものでなく、昭和5年現在の所有社名である。

2) 「電気事業再編成史」1952年、23～24ページ。

域に送電されている。さらに、この表で注目せねばならないのは、その発電地である主要河川がほぼ日本アルプスの電源地帯であり、地域的に集中していることである。因みに1925年現在の水力開発状況を府県別にみれば、第14表のとおり、中部山岳地帯をかかえる県を中心とした上位8県が全体の66.1%をも占

めている。

第14表 水力の地方別開発状況

(1925年)

| 順位 | 府 県 名     | 発 電 開 始 |           | 合 計   |           |
|----|-----------|---------|-----------|-------|-----------|
|    |           | 地点数     | 馬 力 数     | 地点数   | 馬 力 数     |
| 1  | 長野        | 54      | 362,117   | 109   | 898,823   |
| 2  | 岐阜        | 43      | 225,440   | 91    | 792,252   |
| 3  | 新潟        | 35      | 194,260   | 68    | 762,526   |
| 4  | 富山        | 29      | 121,062   | 58    | 651,492   |
| 5  | 福島        | 53      | 188,743   | 87    | 578,617   |
| 6  | 群馬        | 26      | 113,044   | 83    | 557,430   |
| 7  | 静岡        | 43      | 81,972    | 78    | 374,492   |
| 8  | 山梨        | 31      | 208,288   | 60    | 326,294   |
| ④  | 小 計       | 314     | 1,494,926 | 634   | 4,941,926 |
| ⑤  | 全 国 の 計   | 887     | 2,899,571 | 1,582 | 7,480,900 |
|    | ④ / ⑤ (%) | 35.4    | 51.6      | 40.1  | 66.1      |

注：1) 水力地点は、1地点100馬力以上。

2) 平沢要「電気事業経済講話」下巻、前掲書、177～181ページより作成。

言うまでもなく、水力発電を主体としたこの期の日本電力資本の発展にとって、これらに地域的に集中した有利な発電地点の獲得は、極めて重要な意味をもつ。しかも、発電水利の使用料は国家によって安く押えられており<sup>23)</sup>、この発電地点の確保はなおさら重要となってくる。しかし、それは又、この水利をめぐる電力資本と農民・地主の対立を引き起すのであるが、ともかくここでは、日本電気業発展の中心地域として、先の四大工業地帯と大都市を中心とした電力需要の集中地域とこの電源地帯をまず抽出しておこう。即ち、独占段階の日本電気業は、もっぱらこの二つの地域の結合を中心に発展をとげたのである。

そして、そのことは又、この二つの地域が電力資本の蓄積の地域的基盤の中

23) 戦前日本の発電水利使用料は、1923年内務省土木局長通牒によって、ほぼ1理論馬力当り1円の線に統一されている。(東京市政調査会「本邦電気供給事業＝関スル調査」1932年、491ページ。)そして、これは「負荷率50%としてKWH当りほぼ2毛強にしか当たらないゆえ、……KW H当り厘銭をもって数えられた水・火力発電原価の差異からすれば、無料に近い。」(朽木清、創設期日本電気業における国家の役割と企業形態について、大阪市大経営研究「第62号、40ページ。)

心であったことを意味し、事実、この双方の地域を確保した電力資本から五大電力独占資本<sup>24)</sup>(東京電灯、東邦電力、日本電力、大同電力、宇治川電気)が形成されている。

まず、電力需要の集中地域を基盤として発展したものとして、東京電灯がある。即ち、この発展過程をみれば、年代的にはほぼ明治末年までに、東京市内供給での独占的地位を確立、1907年桂川水系駒橋水力発電所の完成を契機に水力へ転換、それによる低コストで大正初期の激烈な三電競争(後で述べる)のりきっている。さらに1921年の横浜電気との合併は、東京電灯の供給区域に京浜の動力を中心とする需要の中心地を加え、それ以後、電源を信濃川、大井川の中央アルプス地域へ拡大している。かくて、東京電灯は五大電力独占中で最も安定した地域独占のうえに、最大の独占資本として君臨するのであるが、宇治川電気の場合も、規模は少し小さいもののほぼ同じ発展コースとみてよい。

さて、これとはまったく逆のコースから電力独占資本を形成したものに、日本電力、大同電力があげられる。即ち、それらは共に、第1次大戦直後に許可された卸売電力会社をそれぞれ出発点としており、まず豊富な電源地帯を押え、積極的な電源開発を押しすすめながら、その電力の卸売によってつぎつぎに中小小売電力資本を支配、その強固な蓄積基盤をつくりあげており、ついには他の電力独占資本の営業区域までなぐり込みの競争を仕掛けるに至っている。(東邦電力の場合、ほぼ両方の性格を合わせ持っているといえる。)<sup>25)</sup>

ともかく、我々はここで、この電力独占資本の成立基盤、地域的蓄積基盤として、先の電力需要集中地域と電源開発地点を抽出するものであるか、それとともに、この電力独占資本の蓄積基盤として、正確に言えば、五大電力独占を頂点とする日本電力資本の蓄積基盤として、これ以外の地域、即ち中小電力資

24) 1936年12月末現在で、この五大電力独占資本は、その支配下の傍系会社を含め、全国発電力の60.8%を占めるに至っている。(『電気事業再編成史』1952年、59ページ。)

25) これら五大電力独占資本の形成過程については、これら各電力会社の社史(『東京電灯株式会社開業五十年史』1936年、『宇治電の回顧』1942年、『大同電力株式会社沿革史』1941年、『日本電力株式会社十年史』1932年、『東邦電力史』1962年)のほか、三宅晴輝『電力コンツェルン読本』1937年を参照。

本の供給区域をあげねばならない。

すでにみたように、独占段階において顕著であった電灯・電力の広範な普及は、単に電力需要の集中地域におけるそれ以外に、その他の地方小都市・農村への電気の普及を意味しており、それは先の第1表の大戦前からの電気業者の増加にあらわれている。そして、そこで問題となるのが大戦後の不況期での電力資本の集中・集積の進展、電気業者数の停滞にかかわらず、依然として中小電力資本がかなり広範に残存していることである。

一般に電力生産の発展、供給区域の拡大は、外に競争圧力をうけながら、内に経営合理化として送電連系による負荷合成の利益追求としておこなわれる。

「しかし、如何に負荷合成の利益は重んぜらるべきものだと云っても、人口が分散し、小都市が点在しているような地域、又は需要中心地から非常にかけ離れた地域の需要をも、なお連系の送電網上に統合せむとするのは、負荷合成

第15表 電気力別電気業者数の推移

| 年次    | 50未満<br>KW             | 50以上<br>KW | 100以上<br>KW | 500以上<br>KW | 1,000以上<br>KW | 5,000以上<br>KW | 10,000以上<br>KW | 合計    |
|-------|------------------------|------------|-------------|-------------|---------------|---------------|----------------|-------|
| 1917年 | 1,971                  | 295        | 479         | 120         | 177           | 22            | 35             | 3,099 |
| 18年   | 2,138                  | 318        | 558         | 145         | 220           | 35            | 36             | 3,450 |
| 19年   | 2,448                  | 339        | 590         | 200         | 251           | 44            | 47             | 3,919 |
| 20年   | 2,691                  | 317        | 462         | 343         | 397           | 93            | 100            | 4,403 |
| 21年   | 3,064                  | 375        | 728         | 203         | 358           | 65            | 59             | 4,853 |
| 22年   | 3,028                  | 380        | 745         | 204         | 359           | 65            | 59             | 4,840 |
| 23年   | 3,302                  | 432        | 735         | 274         | 323           | 62            | 75             | 5,203 |
| 24年   | 3,468                  | 435        | 781         | 157         | 334           | 59            | 78             | 5,312 |
| 25年   | 3,865                  | 436        | 837         | 169         | 308           | 66            | 89             | 5,774 |
| 26年   | 3,637                  | 459        | 1,039       | 226         | 332           | 61            | 101            | 5,855 |
| 27年   | 3,802                  | 711        | 1,059       | 283         | 351           | 77            | 125            | 6,408 |
| 28年   | 3,727                  | 758        | 1,107       | 302         | 390           | 83            | 125            | 6,492 |
| 29年   | 3,753                  | 688        | 1,356       | 308         | 375           | 86            | 117            | 6,683 |
| 30年   | 供給鉄道<br>及兼営<br>自官<br>計 | 201        | 113         | 224         | 62            | 98            | 36             | 84    |
|       | 家用<br>計                | 3,878      | 618         | 989         | 270           | 297           | 46             | 44    |
|       |                        | 4,079      | 731         | 1,213       | 332           | 395           | 82             | 128   |

注：豊崎・近藤、我国電気生産の発達過程、(下)、「社会政策時報」263号、112ページ。

の上に結果する利益よりも送電線路施設の上で費用のかさむ不利益がより大きいことになる。……連系地域の延び拡がるのが、之によって自らなる制限を受ける理である。<sup>26)</sup>したがって、需要密度の低い地域に存立した電力資本は、それ自体、集中の対象とならず、分散・小規模のままで取り残されていく。このことは、第15表でみるように、1930年時点において依然として残存する50KW未満の電気業者数にもみてとれる。

かくて、広範に取り残された中小電力資本は、その需要の疎散性、劣悪な設備によって電力生産費は割高となり、相対的に高い電気料金の設定を余儀なくされる。土地との固着性に規定され、その商品たる電気のあらゆる地域への自由な搬出入が困難な電力資本にとって、この特定の地域における割高な料金設定が、日本全体の電気料金の相対的高水準を支える。かくして、有利な電力需要集中地と大規模発電設備による低コストを保障された電力独占資本は、この高水準の料金のもとで巨大な超過利潤を獲得していたのである。即ち、「我国に於て成立した電気生産部門の独占資本は、以上に見た如く、その消費側面に於ては中小工業の電力消費と電灯需要を基盤とし、他方生産側面では劣悪生産力を有する広範な中小電力生産をその巨大なる資本の維持基盤としていると結論する事が出来よう。」<sup>27)</sup>

かくて、我々は、五大電力独占を頂点に形成された電力資本の蓄積基盤として、第1に工業地帯、大都市の電力需要集中地域、第2に電源開発地域、そして最後に広範な中小電力資本の残存するその他の地域という三つの型を抽出するのである。

では次に、この三つの地域区分を基礎に電力資本と地域住民の対立をみてみよう。

## 2 電気業「統制」運動の地域的展開

### ① 都市電気業統制とその限界

26) 平沢要「電気事業経済講話」下巻、1927年、288-289ページ。

27) 豊崎稔・近藤亮吉、我国電気生産の発達過程(下)、「社会政策時報」第263号、113ページ。

電力需要の集中地域、即ち都市における電力資本と都市住民の対立の歴史は古く、前稿でみたように、それは20世紀初頭以降、電力資本に対する都市自治体の介入・統制として展開された。官僚統制的電力国家行政機構から排除されながら、都市当局・都市支配層に主導されたこの都市電気業統制は、もっぱら財政目的を主眼とし、市民的立場からの料金統制を欠如していたといえ、ともかく、1911年には、京都市に続いて、東京、静岡、仙台の三市で公営電気の設定をみている<sup>28)</sup>。

この段階の都市電気業統制の特徴としては、これ以後、独占段階におけるそれと比較して、少くとも、私的電力資本とほぼ均等な力関係で、鋭い対立関係にあった点が注目される。例えば、1911年創設された東京市営電気の場合、開業と同時に、当時からすでに日本最大の規模をほこっていた東京電灯に積極的競争をいどみ、日本電力とともにいわゆる「東京三電競争」を演じ、一時は市営による三電統一の方向が出るほど、私的電力資本を追いつめている<sup>29)</sup>。又、すでに設立されていた京都市営電気においても、この時期にその経営目的を収益主義に転換することによって電灯供給を開始、京都電灯との間で激しい競争となっている<sup>30)</sup>。

しかし、このような私的電力資本を直接脅やかす都市電気業統制もこれまでで、以後、第1次大戦を経て昭和初期に至るまで、その動きは一部地域を除き、全体として停滞する。例えば、都市公営電気の設定をみても、先の1911年の三市営電気設立以後、1930年まで、わずかに大阪、神戸等四市での公営電気設立にとどまっている。又、独占的電気料金に反対する都市住民の「料金争議」も、1928年全国的に激発した「電灯料金争議」までの間、めだった動きをみることができない。このことは、先にみたような都市における電灯・電力の大衆的普

28) 拙稿、前掲論文、77-83ページ。

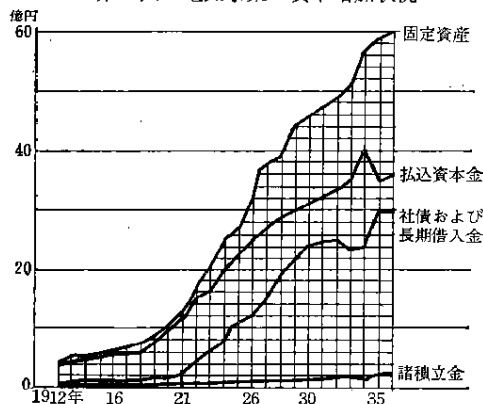
29) 栗原編、前掲書、95-97ページ。この他に東京市の「三電競争」については、「通信事業史」(前掲書、383-403ページ)、陳内武、大東京に於ける電気事業の競争史(「都市問題」第14巻第4号、61-64ページ)、「東京電灯開業五十年史」(前掲書、116-120ページ)などを参照。

30) 「通信事業史」第6巻、前掲書、414-418ページ。朽木清、京都市営電気事業の初期経営事情と経営目的の転換、大阪市大「経営研究」第58号、109ページ。

及、さらには、これら都市勤労住民、中小零細資本を収奪基盤として形成される電力独占資本と対比して、即ち、電気業への公益的統制のための社会的共通利害の都市における成熟と比較して、奇異なことといえよう。

では、いかなる要因がかかる独占段階における電力資本と地域住民の矛盾の発現を阻止し、都市自治体による電気業統制を停滞せしめたのであろうか。われわれは、その原因として、第1に、私的電力資本の大規模化、とりわけ行政区域をこえた電力生産の広域化をあげねばならない。前節でみたように、独占段階における日本電気業の発展

第2図 電気事業の資本増加状況



注：社債借入金中昭和8年以降は短期負債を含まない。また昭和10年以降は公債および公営事業の借入金を含む。  
前掲『戦後の電気工学』498ページ。

は、その生産力的側面での特徴として、大規模水力発電電建設計を基軸としており、それは第2図でみるように、払込資本金の急増と、それを上回る固定資産額の激増となってあらわれた。かくて、巨大になった電力資本は、すでに一定の電力供給地域の独占を形成しており、財政力の脆弱な都市自治体にとってその買収による公営化は、きわめ

て困難となったのである。又、すでに設立をみた都市公営電気にとっても、都市における電力需要の激増に対し、行政区域以外の地域での電源開発は困難であり、必然的に他の民間電気業者からの電力購入に依存せざるを得ない。かくて、同一地域で私的電力資本との競争を余儀なくされていた都市公営電気は、自力で電源開発をすすめる生産コストの低下を図る私的資本に対抗するすべもなく、次第に圧倒されていくのである<sup>31)</sup>。

31) 「即ち公営は行政区域を越えて供給することをせず、その狭小なる地域内で有利なる電源を獲る事が困難又は不可能であるから、電力は少くとも一部購入せざるを得ざる事となり、他方私営

又、かかる行政区域をこえた電力生産の発展、電力需要集中地域としての都市と電力生産地域（水力発電地点）の分離は、それまで発送配電一貫の都市電気業統制を、配電部門への統制に限定させ、その統制の意味を弱めたことも注目しておかねばならない。

次に、我々は、独占段階における都市電気業統制を停滞せしめた第2の要因として、この都市電気業統制の性格、即ち、都市当局・都市支配層に主導された財政目的の統制をあげねばならない。何故なら、この財政目的の都市電気業統制は、市民的立場から独占の高料金の統制・低廉化を主眼としたものではなく、むしろ、中小資本・勤労住民からの収奪による独占の超過利潤への寄生、いわば都市支配層による電力資本への権力的「分け前」要求としての性格のものといえる<sup>32)</sup>。この点は、都市公営電気にも明確にあらわれており、私的電力資本に圧倒される中で、それとの対抗より妥協の方向で共存し、その高収益を確保してゆくのである。例えば、先の東京市営電気をとってみても、「三電競争」の中で自己の劣勢、経営危機が明らかになるや、積極的な競争終結に動き、1916年には三者の間で供給区域・料金での「三電協定」を締結する。その結果、「……事業は好転し大正12年の大震災の一時期を除いて電灯、電力需要の伸びと共に、事業施設の拡大につとめ、業績は飛躍的な拡大をたどった。……こうして全体として営業成績面の好調が長期にわたり持続した結果、創業以来年々累積しつつあった軌道事業経済からの借入金(大正6年度まで年々借入金は増大を続け、同年度の対軌道事業借入累積額は1,924,000円に達した)は、はやくも大正7年度から返済開始がはじめられたことによって減少に転じ、昭和4年度には借入金は完全に消滅した。そして注目すべきは本経済は昭和8年度以降において経営危機におちいった軌道事業経済に対し、逆に多額の繰出しを行なうことになった。」<sup>33)</sup>

かくて、財政目的を主眼とした電気業統制は、独占段階において私的電力資

電気会社は発展の結果として大発電設備と大供給地域とを擁するが故に、都市に於ける人口増加、産業発展にも拘らず茲に公営事業は相対的にその地位を低下するに至ったのである。」(田杉 鏡、我国電力統制と公営電気事業、「都市問題」22巻1号、105ページ。)

32) 拙稿、前掲論文、80-82ページ。

33) 「東京都財政史」中巻、1969年、408-409ページ。

本への規制どころか、逆に電力資本との料金協定によって、自らの電気料金を高水準に設定し、その財政目的の実現を図ったのである<sup>34)</sup>。したがって、かかる意味での都市電気業統制は、独占段階においても「報償契約」を中心に主要各都市へ波及、その限りでの電力資本との一定の利害対立をひきおこしている。しかし、それは一部の都市支配層の運動にすぎず、支配者階級間の争いとして、一般勤労住民の参加するところではなかった。因みに、先の東京市営電気の場合、「三電協定」によって「料金の同率たるべきことを約した為に、市電がその後に至ってその独自の立場から料金の値下げをなさむとしても、これをなし得ない状態」<sup>35)</sup>となっている。

しかし、このような財政目的の都市電気業統制も、いわば先の電力国家政策の枠内で、電気業収益金の地方行政分野への配分として容認されているにすぎず、これが天皇制政府の電力政策の根幹、即ち豊富低廉な電力供給体制の構築を阻害するに至るや、ただちに、これは抑圧されていく<sup>36)</sup>。したがって、我々は、独占段階における都市電気業統制の停滞をもたらした第3の要因として、この天皇制政府の電力国家政策をあげねばならない。そして、それは具体的には都市公営電気設立への政府の一貫した消極性、あるいは設立された都市公営電気と私的電力資本の競争化策等にもあらわれており<sup>37)</sup>、さらに官僚的中央統制下の都市財政運営は、公営電気の設定からその経営に至るまで、その大きな阻害要因となっている<sup>38)</sup>。

34) 戦前の日本における「地方公営企業の収益主義的経営原則は、このような公益的統制の実質的欠如と同じ根から生じたものであって、これは絶対主義諸勢力およびこれと結びついた財閥、ブルジョア、地主利害にかなうものとして、さらにまたこれらに対する民主主義勢力の徴力さにもとづいて、導き入れられたのである。」(寺尾晃洋「独立採算制批判」1965年、182ページ。)

35) 陳内武、前掲論文、63ページ。

36) 例えば、「報償契約」への通信省の圧力など。(拙稿、前掲論文、83ページ。)これは、やがて1936年の「地方自治体の電気事業の公営に関しては、収益の目標とするものは今後一切認可しない」という通信大臣の発言となっていく。(衆原編、前掲書、293ページ。)

37) 例えば、東京市営電気の場合も、その公営化が認められたのは、当時の国家財政危機の対策として、外債を発行させるためだったといわれているし(寺尾、前掲書、165ページ)、設立後も何ら保護されることなく、さきにみたように東京電灯との競争をさせられている。又、その東京三電競争においても、政府は、東京市の計画した「百万灯計画」を拒否し、東京市電を不利な立場に追いやっている。(陳内武、前掲論文、62ページ。)

38) この点で、青柳栄司氏の見解、即ち、市営電気の欠陥として、市制の非民主制と起債の中央統

こうして、独占段階における都市電気業統制は、一方で天皇制政府の電力政策と矛盾し、それによって圧迫されながら、他方で、その財政目的の故に公益的料金統制を欠落させ、電気業統制運動への勤労大衆の広範な参加を阻害し、自らの運動の停滞と弱体化におち入ったのである。

## ② 水力発電をめぐる電力資本と地域住民

独占段階における日本電気業の発展の中で、電力需要の集中地域と電力生産地域の分離が顕著であったことはすでに述べたが、これを電気業統制の側面からみると、前項でみた電力消費地域＝都市における配電統制と、発電地域の発送電統制への分離につながっていく。したがって、我々は、独占段階における電力資本と地域住民の矛盾・対立の一環として、この水力発電地域における電力資本と地域住民の対立をみてみよう。

水力発送電の場合、その初期から、すでに土地所有者、水利利害関係者との矛盾が存在し、それは発送電規模の拡大に伴って激化する。かくて、1911年電気事業法の制定は、この面での電気事業者の特権をかなり大巾に認め、水力発送電への消極的保護策となったことは前稿で述べたとおりである。

この矛盾は、独占段階において、より大規模な水力発送電建設の進展により一層激化するが、ここでは、この中で最も重要な問題として、水利利害関係者との矛盾、即ち発電水利と農業水利の矛盾についてみてみよう。何故なら、この矛盾は、独占段階における農工間の不均等発展の水利問題への反映としての意義のほか、そこにおける寄生地主の存在と、それを介在した電力資本と零細農・小作農の対立関係は、そのまま都市におけるそれと類似しているからである。

一般に、初期の水力発電の場合、電力資本は、自然の水流の落差を利用するか、あるいは農業用水のそれを賃借するかしており、この段階では電力資本と

制をあげ、その1つの解決策として「現行市制を改正して市長は市民の公選とし、更に特別事業法を制定して事業資金の起債に対しては市長の裁量の一任」を提唱されたのは、当時としては、すぐれた見解といえよう。（青柳栄司、都市と電気事業経営、「電気評論」1926年8月。）

地主の支配する水利組合の矛盾は、それほど表面化しない。ところが、独占段階になると、大規模水力発電電技術の発達により、電力資本は独自に河川の大規模な利用・開発をはじめめる<sup>40)</sup>。又、農業生産の発展も、同時に、寄生地主をして新たな水利開発をすすめておき、ここに同一水系の水の分配をめぐる矛盾が表面化する。とくに、「進歩した発電水利施設と、遅れた農業水利施設にあらわれた生産力の不均等発展は、この矛盾をいっそうはげしくするばかりでなく、水理学的原理によって、進歩した水利施設が遅れた水利施設の機能を麻痺させ、あるいは水温を変化させるなどの矛盾も次第に激化してきた。」<sup>41)</sup>

かくて、大規模水力発電電建設が頂点に達した1920年代には、大同電力・大井ダム建設に伴う農業用水の取水障害の発生(1923年)<sup>42)</sup>、東京電灯・山中湖湖水利用による水位低下問題(1923年)<sup>43)</sup>等々多くの紛争が発生する。

しかし、この矛盾も多くの場合、発電水利行政の中央集権化とそこにおける自治体権限の欠如のため<sup>44)</sup>、電力資本によるわずかな損失補償という形で、寄生地主との妥協が成立、それ以後も継続して発生する損失については、水利改良への政府の高率な補助金でまかなわれるほか、改良事業の労働力の小作人負担等、零細農とくに小作農へその矛盾は転化されている。例えば、先の大井ダム問題の場合、電力資本が取水施設の工事費一部負担で妥協が成立するが、それ以後、これによる費用負担は、用水組合の財政の過半を占める程に増大、農民への負担強化で矛盾を深化させている<sup>45)</sup>。

このような水利をめぐる電力資本と地主・農民の矛盾とは別に、発電地域に

40) 佐藤武夫「水利経済論」1963年、62-67ページ。「通信事業史」第6巻、前掲書、161-168ページ。

41) 佐藤、前掲書、16ページ。

42) 佐藤武夫「水の経済学」1965年、109-110ページ。

43) 同上、110-113ページ。

44) 河川行政、とりわけ発電水利行政については、平沢要「電気事業経済講話」上巻、第2章第2節、水利権(1927年、169-228ページ)、安田正隆「水利権・河川統制編(土木行政叢書第2巻)」第2章、発電水利権(1940年、134-166ページ)、渡辺洋三、河川法・道路法、第1章第3節、利水行政の展開と河川行政の転換(『日本近代法発達史』6、1959年、19-27ページ)を参照。

45) 佐藤「水の経済学」前掲書、118ページ。

46) 同上、110ページ。

における電力資本と地域住民の対立として、水力発電による利益の地元還元を要求運動が注目される。例えば、1913年長野県赤穂村で起きた騒擾事件の場合<sup>47)</sup>、県政界と結びついた長野電灯による水力開発に反対し、村民が村営による水力発電を主張、それが通信省によって拒否<sup>48)</sup>された結果、大衆の暴動となった事件であり、大規模水力発電のための私的資本優先の電力国家政策に対する、地域住民の公益的水力発電統制の動きとして注目されよう。さらに、1921年に宮崎県全体をゆるがした一大県民運動である県外送電反対運動は<sup>49)</sup>、後進地域と化していた宮崎県<sup>50)</sup>における唯一の自然資源である豊かな水資源が、北九州工業地帯への送電を目的とする九州送電(株)によって開発され、宮崎県内の産業発展につかわれないことへの県民のいきどおりの爆発であり、後進地域の発展可能性を追究する民主的水力資源開発要求として重要な意義をもっている。

しかも重要な事は、これらの運動が電力資本をとびこし、電力国家政策そのものと直接に対決したことであり、それ故に、この運動が地域支配層に主導されながらも、広範な勤労住民を巻き込んだ大衆的運動として発展したのである。しかし、それは、又、天皇制中央政府の絶対に容認するところでなく、権力的に抑圧、懐柔され敗北していく運命にあったといえる。

### ③ 電気料金値下げ運動の激発と電力国家政策の破綻

以上みてきたように、独占段階における電力資本と地域住民の対立は、その電力消費地域(都市)と水力発電地域の双方において、一定の展開をみているものの、全体として、それは電力資本と地域支配層(地場資本・寄生地主等)の対立という、いわば支配者階級の内部矛盾としての性格が強く、その対立は、その矛盾が一般勤労大衆・零細農・小作農に転嫁されうるかぎり容易に妥協が成立

47) 大門一樹「物価抵抗史—立ちあがる消費者」1968年、66-76ページ。

48) 同じような例として、1919年長野県生田村と伊那電気鉄道(株)の競願があり、「茲に於て、通信大臣は……起業確定且つ料金低廉なる伊那電鉄側に許可するを以て公益に適合するものなりと認定……同村は通信大臣のこの処分は違法に村の権利を毀損するものであるとして行政訴訟を提起した」(平沢、前掲書、上巻、148ページ)。

49) 若山甲威編著「県外送電反対運動史」1923年、「宮崎県宮電復元運動史」1963年、46-72ページ。

50) 「宮崎県経済史」1954年、370-381ページ。

している。したがって、この段階では地域における電気業「統制」運動への勤労大衆の参加は見られず、地域支配層と電力資本の対立は、それが一面において天皇制政府の電力国家政策そのものとの対決に発展する必然性を持ちながら、他方、それを一般勤労住民・零細農・小作農へ負担転化することによって、それを隠蔽し、矛盾を広範な勤労大衆の内部に成熟させていったのである。

そして、これは1927年、奇しくも米騒動と同じく、富山県におきた電灯料金値下げ運動を契機に爆発し、電気料の値下げを要求する「此の運動は大正8年の米騒動に似て全国各地に同種の運動の蜂起を見るきっかけとなってしまった

第16表 全国電気料金争議発生状況

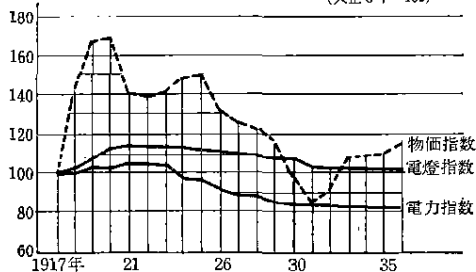
|              | 1928年<br>9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1929年<br>1月 | 2月 | 3月 | 計   |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|-------------|----|----|-----|
| 月末現在<br>争議件数 | 84          | 58  | 65  | 67  | 41          | 46 | 38 | —   |
| 同会上<br>会社数   | 69          | 43  | 48  | 50  | 32          | 37 | 30 | —   |
| 同府県<br>上数    | 39          | 32  | 31  | 31  | 22          | 25 | 23 | —   |
| 料金値下<br>屈件数  | 25          | 36  | 29  | 12  | 9           | 22 | 16 | 149 |

注：「通信事業史」第6巻，前掲書，437ページ。

のである。」<sup>51)</sup> 因みに、この富山県下の「電灯争議」中及びその後の全国における発生状況をみれば第16表のごとく爆発的な盛り上がりとなっている。この結果、「1932年12月末現在に於いて電灯争議の結果料金引下げを行ったものと見得る事業者数は121にも達した。」<sup>52)</sup>

第3図 電気料金と物価との比較

(大正6年=100)



注：1 通信省電気局調査。

2 電気協会「電気供給事業講話」331ページ。

51) 「通信事業史」前掲書，437ページ。

52) 同上，438ページ。

このような爆発的な電気料金値下げ運動の激発は、直接には大恐慌による中小零細資本の深刻な経営危機、労働者・農民の生活苦の深化を背景に、第3図でみるごとく、一般物価に比例して電気料金の低下がみられなかったことへの不満の爆発である。しかしながら、これは、すでに述べてきたことから明らかな如く、すでに形成されていた独占価格としての電灯・小口電力の高料金が、この大恐慌期の一般物価の下落において表面化したものであり、それに対する値下げ運動もこれまでの電力国家政策・電力資本の蓄積形態を直接ゆるがす画期的な意義をもっていた<sup>53)</sup>。即ち、それは先に考察した独占段階における電気をめぐる基本的対立関係＝電力資本とその収奪対象とされた中小零細資本・労働者・農民の対立の顕在化であり、かつ、それまでその発現を阻害し、遅延させてきた地域支配層による電気業統制の限界の露呈であり、日本電力資本の蓄積基盤の全域にわたる勤労大衆の反撃の開始であった。

即ち、この全国的な「電灯料金危機」をみた時、第1に指摘されるのが、これまでの財政目的（地域独占としての高収益をあげる電力資本への規制として登場しながら、その内容において、官治的・地主的性格の強い地方自治体へのその収益の一部をまわすことによって、天皇制権力の地域支配秩序の維持を図る）の電気業統制とは違って、電灯・小口電力の独占料金そのものを正面にひきずり出し、その値下げを要求したことである<sup>54)</sup>。

したがって、第2に、この運動には一面において地場資本、中小商業資本などこれまでどおり地域支配層による運動の主導性がみられる<sup>55)</sup>とともに、他面

53) この時期は又、ガス・水道・電車などの公共料金引下げ運動を高揚したが、なかでもこの電気料金引下げ運動は、その規模からみても最も激しいものだった。にもかかわらず、従来の日本現代史研究では、この運動はほとんど研究されておらず、わずかに奥田修三、昭和恐慌期の市民闘争——兵庫県における借家争議、電灯争議を中心に——（『立命館大学人文科学研究紀要』第10号）、小野寺逸也、昭和恐慌における阪神地区の電灯料金値下げ運動（『地域史研究—尼崎市史研究紀要』第1巻第1号）をみるにすぎない。

54) したがって、この電灯争議は、私的電力資本に依存し、高料金による高収益をあげていた公営電気にも波及し、「点灯料金増収策として行われた一関町営電気部の低燭光値上高燭光値下に対する下級需要者の非難」や「静岡市軍対市民」の料金争議（以上は、樫本敬、電灯料金の全国的引下運動、「都市問題」第7巻第4号、1928年）、さらに、長野県下伊奈上郷村営電気における、利益金の村債償還充当を主張する村当局と動力料金軽減要求の機業家の対立（『日本電気・交通経済年史』第2集、1934年、285ページ）などがみられる。

で無産政党・小作人組合など、そのしわ寄せを最も集中的に受けている層が、自覚的・自発的に独自の勢力として参加<sup>56)</sup>しており、それが安易な形での電力資本と地域支配層の妥協を許さず、全国的運動として発展させていったことが、きわめて主要な意味をもっているといえよう。

さらに、第3に指摘せねばならないのは、この運動が全国的規模で、即ち、先に考察した電力需要集中地域(都市)と水力発電地域以外の地域でも、それぞれ中小電力資本を相手に闘われたことである。このことは、先の第16表における争議件数・会社数の多さからも伺われるが、注目せねばならないのは、富山の争議<sup>57)</sup>がそうであったように郡部から運動が発生し、それが都市へ波及するコースをたどったり、さらに、都市内より周辺の運動がより強固である場合が見られ、都市における運動の主導性が必ずしもみられないことである<sup>58)</sup>。

この点で、我々は、先にあげた電力資本の第三の蓄積基盤の地域として、集中から取り残され、劣悪な生産設備と疎散な電力需要をかかえた中小電力資本の残存と、そこでの高料金水準の設定が想起されねばならない。したがって、電気料金は、その全体としての高水準の中でも地域的に不均等であり、とくに第17表でみるように、大都市より中都市、中都市より地方という形で料金が高

55) 例えば、豊橋市における対東邦電力の争議の場合、「木材工業組合を中心とする市内14の工業組合が、10馬力以上を使用する業者を集めて豊橋電力需要組合を結成」、それと各町の総代が一緒につくった電価値下期同盟が運動の中心となり、一時は市会もこれに合流している(大門、前掲書、121-135ページ)。又、尼崎市でも「一般市民層のなかの最初の運動が西町会と呉服商組合一商人層＝自営業者＝小ブルジョアから起こっている。」(小野寺、前掲論文、30ページ。)

56) 阪神地区の場合、無産政党は少し遅れて独自に運動に参加、市会レベルの運動が停滞した後も他地域への運動の拡大につとめるなど、戦闘的にたたかっている。(小野寺、前掲論文、34-54ページ)。因みに「昭和3年10月現在で値下げ運動総件数80件のうち、無産政党、農民組合の関与したものは、約半数といわれた。」(大門、前掲書、134ページ。)

57) 富山の電灯争議については、後藤肇二、富山の電気争議(『都市問題』第7巻第3号)、梅原隆章「1928年の電気争議——独占企業に対する経済闘争」(1953年)、『通信事業史』(前掲書、430-438ページ)を参照。

58) 例えば、豊橋市の場合、その急速な盛上りの契機となったのは、1930年1月渥美半島全域にわたる農民のたたかいとその勝利(1割値下げ)であった(大門、前掲書、123ページ)。又、農村地域への供給を中心とする新荷電力においても、小作争議の盛上りのなかで、「昭和5年5月、新潟県下の無産政党各派は互に協調提携を計るため、長岡市に会同した。時恰も諸府県に於て電気料値下運動の頻発しつつあったので、これを捕えて共同闘争の題目に加え、電気料金三割値下要求のスローガンを掲げて全県的に一斉に実行運動に入った。」(『新潟電力株式会社三十年史』1937年、106ページ。)

くなっている。ここに電灯料金争議が、地方の中小電力資本の供給地域におい

第17表 電気料金指数と物価 (1914年=100)

| 年次                     |       | 1919  | 1921  | 1926  | 1928  | 1930  | 1932  |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 項 目                    |       |       |       |       |       |       |       |
| 1. 定額電灯料金<br>(16 燭光)   | 大 都 市 | 66.7  | 74.2  | 68.8  | 68.8  | 66.7  | 66.7  |
|                        | 中 都 市 | 96.3  | 103.8 | 103.8 | 98.8  | 96.3  | 96.3  |
|                        | 全 国   | 100.7 | 108.4 | 105.2 | 102.9 | 100.9 | 98.2  |
| 2. 従量電灯料金<br>(1KWH当たり) | 大 都 市 | 85.1  | 86.5  | 75.7  | 73.6  | 69.6  | 68.9  |
|                        | 中 都 市 | 104.1 | 107.5 | 107.5 | 101.4 | 97.3  | 97.3  |
|                        | 全 国   | 107.8 | 117.3 | 111.7 | 111.7 | 111.7 | 111.7 |

注：田村謙次郎著「戦時経済と電力国策」158-164ページより作成。

でも激発した基盤があるのであるが、それは又、都市への波及とともに、電力資本の蓄積基盤の全域をゆるがす性格をもつ根拠ともなったのである<sup>59)</sup>。

かくて、この全国的電気料金値下げ運動は、恐慌下での過剰電力に悩み、大口電力需要者へのダンピング供給に腐心していた電力資本をして、その唯一の独占利潤の基盤をおびやかすこととなり、「昭和3年8月電灯争議の各地に波及するに及び東電の郷会長及び東邦電力の松永社長は、事業者を代表して久原逋信大臣を訪ひ、(料金—引用者)認可制の実施を求めたのであった。此の気運は遂に改正電気事業法に採択せられることとなった。」<sup>60)</sup>

ここに、1911年電気事業法制定以来、独占段階において一貫して維持せられてきた電力政策は、その一角が崩され、それまで背後にあった天皇制権力が、いよいよ本格的電力国家統制として全面的に登場してくるのである。

#### IV お わ り に

以上、我々は、独占段階における日本電気業の発展を、それをめぐる地域住

59) この点で、小野寺氏が奥田氏を批判して、「特定地域の特定商品市場を独占しているにすぎない資本(したがって資本規模も比較的小さい)を、単純に独占資本と規定し反独占闘争を云々するのは、理論的でないばかりでなく、非歴史的なとらえ方である」といわれるとき、この中小電力資本への電灯争議の意義を過小評価する危険があるといえよう。(小野寺、前掲論文、53-54ページ。)

60) 「逋信事業史」第6巻、前掲書、438ページ。

民との利害対立、さらには自治体による地域的統制の展開の側面から考察し、この発展を規定した電力国家政策の破綻をみた。即ち、それは、電気業の地域的発展の不均等性と、それに基づく三つの型(都市、電源地域、農村)を特徴づけ、それぞれの場合に照応した地域における電力の社会的統制の運動と、その自主的・自発的運動に対する抑圧・統制としての電力国家統制の意義の確定であった。もちろん、この過程は同時に、独占段階における電力の国家的・国民経済的意義の増大を背景とした、天皇制絶対主義権力を頂点に金融資本・地主・中小地場資本を包括する支配階級の内部矛盾の拡大であり、その内部矛盾の調整(被支配階級への矛盾転嫁)を拒絶した勤労住民の全国的たたかひの帰結でもあった。

従来電力国家統制の研究は、たしかに、生産力の規模の大きさ、電力資本の地域支配の拡大と国家統制の関連を論じはしたが、小論で述べたように「電力資本に対する地域の社会的統制運動を国家的に統制する」という側面からの接近は、地域住民の側からする統制運動の研究とともに、極めて立ち遅れた状態にあるといえよう。その意味で、本稿は、かかる視点に基づく日本電気業国家統制の展開の概観にすぎず、個々の住民の運動は、別の機会により詳細に考察される。

又この点でいえば、戦前におけるかかる運動は、本稿でみたようにしばしば中央集権的支配層と地域の支配層との支配者間の内部矛盾という形式をとりがちであり、戦後における地域住民の民主主義的統制にむけての運動とは、直接に結びつくものではない。しかし、それにもかかわらず、大工業の進歩が、大工業を統制する手がかりを自からつくりだす過程は、電気業の地域的不均等発展を通じて貫ぬいており、住民運動の発展の不均等と連携への方角の模索のなかに一貫して生き続けていることが示されている。

さらに又、この電力国家政策の破綻、1931年電気事業法改正から1938年の電力国家管理へと続く本格的電力国家統制の登場をみるためには、これ以外に、独占段階における電力資本内部での経営危機の成熟、さらには電力資本への金

融資本の支配強化(1937年電力連盟結成)が考察されねばならないし、又この時期以降、とりわけ顕著な発展をみる軍需工業、重化学工業の発展と大口電力需要の激増、その利害を代表する軍部、革新官僚、新興財閥の動きと既存の電力独占、旧財閥の関係が、さらには、その背後に電力外債問題として控える国際金融資本の動きが考察されねばならない。これらの点を全面的にふまえたうえで、本稿で考察した独占段階の地域的電気業統制、地域住民の運動と電力国家統制登場の関係は、正確に補足されうるのである。又、当初の予定では、本稿で焦点をあてた地域的電気業統制の一つの帰結として、日本公営電気の特質とその類型化を試み、日本電力供給機構、電力国家政策におけるその全体的位置づけをなす予定であったが、紙数の関係で本稿で取り上げることは困難であり、先の諸論点と共に次稿で考察することとする。